



平成 27 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社 UBIC
代表者名 代表取締役社長 守本 正宏
(コード番号：2158、東証マザーズ)
(ティッカーシンボル：UBIC、NASDAQ)
問合せ先 執行役員 管理本部長 谷口 正巳
(TEL. 03-5463-6386)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 23 日開催予定の当社第 12 回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、定款の定めにより業務執行取締役でない取締役および監査役との間で責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、同法の施行日に現行定款第31条第2項(取締役の責任免除)および第41条第2項(監査役の責任免除)の一部を変更することとするものであります。なお、現行定款第31条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

現行定款	変更案
<p>第 31 条（取締役の責任免除） （条文省略）</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 32 条～第 40 条（条文省略）</p> <p>第 41 条（監査役の責任免除） （条文省略）</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第 31 条（取締役の責任免除） （現行どおり）</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>（現行どおり）</p> <p>第 41 条（監査役の責任免除） （現行どおり）</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

以上